令和7年4月版

離職等によって住居喪失のおそれのある方へ

住居確保給付金のご案内
〈家賃補助〉

稲　沢　市

住居確保給付金・家賃補助について

離職等又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、就職に向けた活動を行うなどを要件とし、一定期間の賃貸住宅の家賃額の一部又は全額を給付します。

１　支給額

下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
単身世帯　36,000 円　　2 人世帯　43,000 円　　3 人以上の世帯　46,600 円

２　支給対象

家賃の実費分（管理費、共益費等を除く）

３　支給期間

3 ヶ月間（一定の条件により 3 ヶ月間の延長及び再延長が可能）

４　支給方法

大家等へ代理納付（支給対象者への直接支給は行われません。）

家賃補助の支給額

（1）世帯収入合計額（月額）が基準額以下の方は、家賃額を支給します。
※収入には、公的給付を含みます。また、給与収入の場合は、社会保険料等天引き前の総支給額になります。

（2）世帯収入合計額（月額）が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額の上限を超える場合は、以下の数式により算定された額を支給します。

支給額　＝　実際の家賃額　－　（　世帯収入合計額（月収）　－　基準額　）

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額
単身世帯	78,000 円	36,000 円	114,000 円
2 人世帯	115,000 円	43,000 円	158,000 円
3 人世帯	140,000 円	46,600 円	186,600 円
4 人世帯	175,000 円	46,600 円	221,600 円
5 人世帯	209,000 円	46,600 円	255,600 円

【計算例】 単身世帯（家賃月額 60,000 円、世帯の収入額 100、000 円）
実際の家賃額 60,000 円-（世帯収入月額 100,000 円-基準額 78,000 円）＝38,000 円（※）
（※）支給額は家賃額（上限）となるため、36,000 円が支給上限額となります。

（3）家賃額が家賃額の上限を上回る場合は、その差額分については自己負担となります。

家賃補助を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれがあること。

② 申請日において、離職等の日から 2 年以内であること。(ただし、疾病等稲沢市がやむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことが困難であった期間がある場合、通算最長4年以内)、またはやむを得ない休業等で収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
※やむを得ない休業とは、経済社会情勢の変動による取引先企業の倒産・事業活動の制限、自然災害等などにより、個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合をいう。

③主たる生計維持者であること。

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が以下の表の収入基準額以下であること。

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額
単身世帯	78,000 円	36,000 円	114,000 円
2 人世帯	115,000 円	43,000 円	158,000 円
3 人世帯	140,000 円	46,600 円	186,600 円
4 人世帯	175,000 円	46,600 円	221,600 円
5 人世帯	209,000 円	46,600 円	255,600 円

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること。　※4人世帯以上は預金合計 100 万円とします。

世帯人数	預貯金合計
単身世帯	468,000 円
2 人世帯	690,000 円
3 人世帯	840,000 円
4 人世帯	1,000,000 円

⑥ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、やむを得ない休業等により収入が減少し、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると稲沢市が認める場合は、当該取組み(以下「自立に向けた活動」と言います。)を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。

⑦自治体等が実施する離職者等に対する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。　例えば、母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け等。

⑧申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

家賃補助の申請をするために必要なもの

①「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）」

②「住居確保給付金申請時確認書(様式 1-1A)」

③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）等の写し、在留カード等

④ 離職関係書類
・離職等の方
下記のいずれかを証する書類
離職等後２年以内の者であることが確認できる書類の写し（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等）、自営業を廃業した場合は廃業届等。
※疾病等やむを得ないと認められる事情により引き続き 30 日間以上求職活動を行うことが困難であった期間がある場合は医師の証明書などその事実を確認できる書類の写し。

・やむを得ない休業等の方
個人の責に帰すべき理由・都合によらずに就業機会等が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し。（自然災害等により当該個人の意思にかかわらず雇用主から休業やシフトの減少を命じられたことがわかる書類、社会経済情勢の変動　等による取引先企業の倒産により就労機会の減少を余儀なくされたことが分かる書類等）

⑤ 収入関係書類（P.8 参照）
申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し。
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は雇用保険受給資格証明書、年金を受けている場合は年金手帳等。就労収入（派遣、アルバイト等問わず）がある場合には、直近 3 ヶ月分の収入が分かるもの。）

⑥ 預貯金関係書類（P.9 参照）
申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の金融機関の通帳等の写し、国債・株式・投資信託・暗号資産の残高が分かる書類の写し

⑦求職申込関係書類
・ハローワークが発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し
・「求職申込・雇用施策利用状況確認票（参考様式 2）」
（『申請者記入欄』の記入をお願いします。『公共職業安定所回答欄』は、福祉総合相談窓口からハローワークに依頼します。）
・自立に向けた活動計画　（自立に向けた活動を行う申請者の場合）

家賃補助の申請から決定まで

1 支給申請

（1）必要書類を添えて、申請書を福祉総合相談窓口に提出してください。
（2）申請書の提出後、次の用紙をお渡しします。
①「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式 1-1)」の写し⇒ 不動産業者等提示用
②「入居住宅に関する状況通知書(様式 2-3)」 ⇒ 不動産業者等提示用

2 入居住宅の貸主との調整

不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに「入居住宅に関する状況通知書(様式 2-2)」への記載・交付を受けてください。

3 ハローワークでの求職申込と他施策利用状況の確認

ハローワークで求職申込を行ってください。（自立に向けた活動を行う申請者は経営相談先にて経営相談を受けて「自立に向けた活動計画」を作成してください。なお、経営相談先とは愛知県よろず支援拠点、商工会議所、商工会といった公的な機関のことであり、事前予約が必要となりますので、自立に向けた活動を希望される場合は福祉総合相談窓口にお問い合わせください。）

4 確認書類の提出

次の書類を福祉総合相談窓口へ提出してください。
① 「入居住宅に関する状況通知書(様式 2-3)」（不動産業者等から記載・発行を受けたもの）
② 求職受付票（ハローワークカード）の写し
（自立に向けた活動を行う申請者 「自立に向けた活動計画」(参考様式10)）
③賃貸借契約書の写し

5 審査

必要な全ての申請書類が提出されてから審査を行います。

受給資格あり

（1）「住居確保給付金支給決定書(様式 7-1)」⇒大切に保管してください。
（2）「住居確保給付金支給決定書(様式 7-1)」の写し⇒不動産業者等へ提出してください。
（3）「常用就職届(様式 6)」 ※常用就職した場合に福祉総合相談窓口へ提出してください。
（4）「職業相談確認票(参考様式 6)」 ※住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。
（自立に向けた活動を行う申請者「自立に向けた活動状況報告書」(参考様式11）
※住居確保給付金受給中の経営相談時に必要です。
（5）「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式 7)」
※住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

受給資格なし

「住居確保給付金不支給通知書(様式 4)」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を連絡してください。

家賃補助受給中の義務

支給期間中は、ハローワークの利用、 福祉総合相談窓口の相談支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。(自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先から助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画(参考様式10)」による取組みを行ってください。)

具体的には次のとおりです。**これらを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。**

【離職等の場合】

(1)**毎月 2 回以上、「職業相談確認票(参考様式 6)」を持参の上、ハローワークの職業相談を受けてください。** ハローワーク担当者に「職業相談確認票(参考様式 6)」の相談日等の記入をお願いしてください。

(2)**毎月 4 回以上、福祉総合相談窓口の相談支援員等による面接を受けてください。**

・求職活動を行われる場合は、「職業相談確認票(参考様式 6)」を相談支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式 7)」を活用するなどの方法により報告してください。

(3)**原則週 1 回以上、求人先への応募または求人先の面接を受けてください。**

これはハローワークにおける活動に限ったものではなく、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式 7)」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して福祉総合相談窓口に報告してください。

(4)給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にある方については、副業や転職を視野に入れた職業相談をハローワーク等で受けてください。

【自立に向けた活動を行う場合】

(1)**原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けてください。**

経営相談先の助言等のもと「自立に向けた活動計画(参考様式10)」に基づく取組みを月1回以上行ってください。

(2)**毎月4回以上、福祉総合相談窓口の相談支援員等による面接等の支援を受けてください。**

「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を相談支援員へ提示して「自立に向けた活動計画(参考様式10)」による取組みを報告してください。

(3)経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、速やかに福祉総合相談窓口に報告するとともに、ハローワークにて求職活動を行う必要があります。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

（1）支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は 6 ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届(様式 6)」と雇用契約書を福祉総合相談窓口へ提出してください。また、提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、福祉総合相談窓口に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、次の（1）（2）の要件を満たしていれば、3ヶ月間を 2 回まで延長することが可能です。

（1）受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと

（2）世帯の収入と預貯金等が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月に収入と預貯金が分かる書類を準備のうえ、福祉総合相談窓口までお越しください。

※自立に向けた活動を行う申請者が支給期間の延長を希望される場合
延長申請時には自立に向けた活動を行うことにより求職活動に代えることはできますが、再延長申請を行う場合は公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う必要があります。(「自立に向けた活動を行うこと」による住居確保給付金の受給は 6 ヶ月間までしか認められません。)

家賃補助を中止する場合があります

（1）受給中の義務を怠った場合、支給を中止します。

（2）住宅を退去した者（大家からの要請の場合、 福祉総合相談窓口の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

（3）支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

（4）受給者及び受給者と同一世帯に属する者が暴力団と判明した場合、又は禁錮刑以上の刑に処された場合、又は生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

（5）支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書（様式 8）」を交付します。

支給額を変更できる場合があります

（1）原則として、住居確保給付金の受給期間中は給付金支給額の変更は行いませんが、以下の場合に限り、支給額の変更ができます。
・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

（2）変更申請をされる方は、家賃が変わった又は収入が減少したことが証明出来る書類をお持ちのうえ、福祉総合相談窓口までお越しください。

家賃補助の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
ただし、従前の住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇、その他事業主の都合による離職、廃業、もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している(常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限る。)場合に限り、再支給を受けることができます。(3か月間に限ります。)
※解雇は本人の責に帰すべき重大な理由によるものを除きます。
※廃業、減収は本人の責に帰すべき理由や個人の都合によるものを除きます。
※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は事業主の都合による離職には当たりません。

家賃補助を徴収する場合があります

住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

収入要件早見表

算定対象	算定対象外
○税引前の稼働収入 ・賃金 賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後 の額） 原稿料 ネットオークションで得た収入 （事業として行う場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費控除後の額） ※家賃収入 ○税引前の収入全般 ・失業等給付 （国家公務員法退職手当法等の規定 による雇用保険の失業等給付に相当する 給付を含む） ・各種年金 国民年金、国民年金基金 厚生年金、厚生年金基金 共済年金、障害補償年金 遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 仕送り（同居配偶者等以外） 養育費（右記以外） 婚姻費用分担金 慰謝料（継続的なもの） 障害補償費（公害健康被害の補償等 に関する法律） 健康保険傷病手当金 ボランティアで得た収入 （交通費分 は除く。）	○特定使途 ・目的のために支給される手当・給付 ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金 ・児童育成手当 ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等 により、客観的に子の養育という「特定の使 途・目的のために支給される手当・給付」で あることが確認可能である場合） ○職業訓練受講給付金 ○各種保険金の受取 等 ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る 補償金等 ○一時的な（一年未満の）収入 ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分による もの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付 療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入 （事業 として行っていない場合） ○雇用継続給付（高齢・育児・介護） ○22 歳以下かつ就学中の子の収入 ○給与等に含まれる通勤手当

金融資産要件早見表

算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く） ○預貯金（右欄※を除く） 　財形貯蓄 ○債権 　国債 ○株式 　出資金 ○投資信託 ○暗号資産	○生命保険 　個人年金保険（養老保険） 　学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの

住居確保給付金に関するご相談・申請窓口

福祉総合相談窓口（社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会）

稲沢市役所　東庁舎　1階　稲沢市稲府町1番地

0587-32-1484

（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）